

いわき市系統用蓄電池設備(蓄電所)導入にあたってのガイドライン

近年、地球温暖化対策や持続可能なまちづくりの観点から、再生可能エネルギーの導入拡大および電力の安定供給が求められています。再生可能エネルギーは出力変動があることから、その変動に応じて柔軟に充放電できる蓄電池の重要性が高まっています。

今後、本市における蓄電池事業の増加が見込まれることから、適正な普及促進を図りつつ、市民の安全・安心を確保するため、本ガイドラインを策定しました。

系統用蓄電池業を計画される事業者におかれましては、事業の実施にあたり以下に示す項目にご留意ください。

※ 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー発電施設に併設する蓄電池設備は、「いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例」の対象となりますので、ご注意ください。

1 全体的事項

- (1) 事業計画の策定にあたっては、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から、適切な土地選定や蓄電池設備の配置及び規模等を検討した上で、「4 本市における許認可・届出に係る手続き窓口」を参考に、関係法令等の手続きを遺漏なく実施してください。
- (2) 事業の実施にあたっては、計画段階において周辺住民等への説明会を開催するなど、事業計画の概要や環境への影響等について、丁寧な説明を行い、十分な理解の醸成を図ってください。

2 事業計画に関する事項

(1) 災害防止

蓄電池等からの発火による火災を防止するため、消防法等の関係法令の規制に基づいた適切な措置を講じてください。

また、工事にあたっては、関係法令等の基準に従い、土砂や濁水の流出、地滑りの防止を図るとともに、設置後も適切に管理して、火災等その他の災害の発生防止に努めてください。

(2) 騒音・低周波音など

工事中の騒音や振動、運転開始後の騒音、低周波音による周辺住居等への影響がないように適切な対策をしてください。

(3) 工事の際の安全確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保してください。

3 運用・管理等に関する事項

- (1) 運転開始後の蓄電池設備について、正常な機能を維持し、破損や火災事故等を未然に防止するため、適切な維持管理を行ってください。
- (2) 運転開始後に土砂流出や騒音等による苦情が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対応してください。
- (3) 事業を終了した場合は、速やかに撤去するとともに、リサイクルなどによる適切な処分を行ってください。

4 本市における許認可・届出に係る手続き窓口

設置にあたり、市へ必要となる主な手続き及び連絡先について、一覧表(別紙)にまとめております。

事業内容によって必要となる手続きが異なりますので、関係部署へお問い合わせください。

※ 一覧表に記載された以外に、国・県への手続きが必要なものもありますので、設置事業者の責任において、法令等を所管する関係機関へ確認してください。

【ガイドラインに関する問い合わせ】

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境保全係(〒970-8686 いわき市平字梅本 21)

TEL:0246-22-7441 E-mail:kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp



関連 HP はこちら